■5月16日にいただいた確認事項に対する回答:厚生労働省に疑義照会をしていた項目についての追加回答

※標記の件について、厚生労働省から疑義照会に対する回答がありましたので、以下のとおりお答えします。

(令和元年7月19日にお答えした回答のうち、厚生労働省からの回答を待っていたもののみ抜粋しています。<mark>追記分は<u>赤字</u>にしてあります。</mark>)

項目		回答		備考	
8	喫煙目的施設関係: 喫煙目的施設である公衆喫煙所については、飲料自販機を設置してもよいとのことであるが、バー・スナックや、たばこ販売店等の喫煙目的施設も同様に、飲料自販機を設置して良いという認識で良いか?また、飲料自販機だけでなく、たばこ自販機やその他食品の自販機等も設置しても良いという認識で良いか?	喫煙目的施設としての公衆喫煙所には、飲料自動販売機のみ設置可能です。 たばこ販売店については、たばこ又は専ら喫煙に供するための器具を販売しており、それらが陳列する棚の 約5割以上となっていますので、一部飲料等の販売を行うことが可能です。(飲食をさせることは不可。) バー・スナックは、通常主食と認められる食事を提供しないこととされており、自動販売機での食品の販売 は可能です。 東京都補足:厚労省回答の「たばこ販売店における「一部飲料等の販売を行うことが可能」「バー・スナック での自動販売機での食品の販売は可能」について、東京都から厚労省に再度照会します。 【厚生労働省回答】各喫煙室に設置できる自動販売機 ・喫煙車用室 →喫煙以外の行為は認められないため、たばこ以外の販売機の設置は不可。(撤去が困難な場合にも、販売できる状態にしてはならない) ・指定たばこ専用喫煙室 ・喫煙可能室 →いずれの販売機も設置可(ただし、指定たばこ専用喫煙室では紙巻きたばこの喫煙はできないため、利用者が誤解することのないよう適切にご対応いただきたい) ・喫煙目的施設 →飲食店シガーバー・たばご販売店については、いずれの自販機は設置可。 →飲食店シガーバー・たばご販売店については、いずれの自販機も設置可。 ・※東京都補足 :上記を整理をすると、自販機の設置については、いずれの自販機と設置可。 ・喫煙専用室:たばこの自販機の設置でで喫煙専門室:たばこの自販機の設置でで喫煙専門室:たばご、飲料その他の自販機の設置でで喫煙事間的施設(屋内公衆喫煙所)・たばご・飲料その他の自販機の設置でで喫煙目的施設(屋内公衆喫煙所)・たばご・飲料その他の自販機の設置で「陳列棚の一部で販売可/店内での飲食不可) ・喫煙目的施設(シガーバー等)・たばご・飲料その他の自販機の設置で「陳列棚の一部で販売可/店内での飲食不可)	厚生労働省	平成31年2月22日健発0222第1号「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について(受動喫煙対策)第5-1平成31年4月26日改正健康増進法の施行に関するQ&A 6-2-1~	
10	技術的基準について(区画化:屋根):室内から室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていることとの記載がある。屋根があり、かつ側壁が概ね半分以上を覆われている場合には、「屋内」の扱いになるということだが、「天井」の定義を教えてほしい。 ①天井も面積の基準はあるのか? ②施設の庇(ひさし)やオーニング等も屋根になるのか? ③格子状になっているものは、日よけ等で雨を凌げないものは、屋根とみなさないという認識で良いか?	①ありません。 ②なりうると考えます。 ③たばこの煙が滞留しないようなものであればその認識でよいです。 東京都補足:厚労省回答について、具体的な条件等を厚労省に照会します。 【厚生労働省回答】 ①面積の基準はありません。 ②屋根になりうると考えます。 ③たばこの煙が滞留しないようなものであればその認識でよいです。 ※東京都補足 :これ以上の回答は厚生労働省からはありませんでした。厚生労働省からの回答以上の具体的な条件等は特にないとのことです(口頭確認)。	厚生労働省		

項目		回 答		備考
11	技術的基準について(区画化:壁):室内から室外に流出しないよう、壁:天井等によって区画されていることとの記載がある。屋根があり、かつ側壁が概ね半分以上を覆われている場合には、「屋内」の扱いになるということであるが、「側壁」の定義を教えてほしい ①側壁の材質については、指定の材質はあるのか? ②ネットや格子状のものでも、OKか? ③概ね覆われているかどうか、どのように調べたら良いのか? 面積の計算方法を具体的に教えてほしい。	①ありません。 ②たばこの煙が流出するようなものは認められません。 ③そのようなものはありません。 東京都補足:厚労省回答について、具体的な条件等を厚労省に照会します。 【厚生労働省回答】 ①側壁の材質は問いませんがたばこの煙を通さないことが条件です。 ②たばこの煙が流出するようなものは側壁とはみなしません。 ③面積の計算方法について示す予定はありません。 ※東京都補足:これ以上の回答は厚生労働省からはありませんでした。厚生労働省からの回答以上の具体的な条件等は特にないとのことです(口頭確認)。	厚生労働省	
15	技術的基準について(指定たばこ専用喫煙エリア):指定たばこ専用喫煙室について屋内の一部の場所について認められているが、指定たばこ喫煙エリア並びに指定たばこ専用室は、例えば店舗面積の何割といったようなエリア面積の目安は存在するのか?喫煙専用室、一部喫煙可能室、一部喫煙目的室にも同様の基準があるのか?組合員が問い合わせした際に、東京都より個別に5割の回答があったとも聞いている。どこにも記載が無いにも関わらず、もし5割等の基準が本当にあるようであれば、おかしいのではないか?	面積の目安等はありません。 ただし、あくまで「一部」であり、大半が喫煙室となることは趣旨からして認められません。 東京都独自の基準はありません。 東京都補足:厚労省回答「大半が」について、再度の御質問の内容を厚労省に照会します。 【厚生労働省回答】 改正健康増進法においては、屋内原則禁煙としつつ、加熱式たばこ専用喫煙室を設置する場合は、非喫煙者も喫煙者もともに安心して施設を利用できる選択肢を設けることが必要という考え方に基づき、施設の屋内の「一部」に設置できることとしています。このような観点から、施設内の客席の大部分を加熱式たばこ専用喫煙室にするようなことは想定していません。 ※東京都補足 :これ以上の回答は厚生労働省からはありませんでしたが、個別に確認した回答を、東京都で別添資料「指定たばこ専用喫煙室の設置について」にまとめましたので、ご参照ください。	厚生労働省 東京都	※コールセンターに確認したところ、「5割程度を目安にするといいのではないかという回答をしたことはありますが、5割が基本であると明言したことはありません。」とのことでした。
16	フロア分煙について: 7-2-5の図の通りに、 喫煙エリアの廊下に 排気を造作した場合、 個室を指定たばこ専用室、 廊下部分を 喫煙専用室とすることは可能か?		厚生労働省 (東京都)	

◆前回事務局長会議でのご説明の際にいただいた質問事項

項目		回答		備考
а	道路の拡張や再開発等により一度呂東計可を返退して、 2020年度以降に再度同じ場所で営業を開始した場合、経過 世界が割かられるのか、道路地震等の八世的東海により同様	【厚生労働省回答】 規定特定飲食提供施設の店舗の同一性が認められるもの(経過措置を継続実施できると認められるもの)は以下のとおりです。 〇災害、土地収用、土地区画整理事業、区分所有者の多数の賛成に基づくビルの建て替え等、法律上の規定に基づく事由による新築、移築、移転等によって、同じ業態の事業を再開する場合 〇同じ場所で、上記以外の新築、移築、移転や、大規模改装(建物の主要構造部の除去や大規模修繕等)を行わずに営業している場合 ※東京都補足: 左記の内容であれば、店舗の同一性が認められるので、再開の場合も継続して喫煙可能室が設置できると考えられます。	厚生労働省	※厚生労働省に確認中です。都は国と 同様の方針とします。